

東京ヤクルト販売株式会社との包括連携協定の締結について

1 目的

区及び東京ヤクルト販売株式会社が相互に連携協力することにより、地域の安全・安心な暮らし、区民の健康増進等の実現を図り、もって地域共生及び区民サービスの向上に資することを目的とする。

2 協定の締結先

東京ヤクルト販売株式会社 東京都台東区台東二丁目19番9号
代表取締役社長 春日 利文

3 協定の主な内容（別紙のとおり）

（1）連携の範囲（第2条）

次の事項について連携及び協力する。
ア. 地域の見守りに関すること。
イ. 区民の健康づくりに関すること。
ウ. 子供・若者の健全な育成に関すること。
エ. スポーツの振興に関すること。
オ. 災害対策に関すること。
カ. その他、前条の目的を達成するために必要な事業に関すること。
各号に掲げる事業の具体的な検討及び効果的な実施のため、定期的に協議を行うものとする。

（2）有効期間（第6条）

協定締結日から令和10年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の3か月前までに特段の申出がないときは、期間満了の翌日から自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

4 令和7年度に実施する主な事業

（1）「子どもの安全」巡回パトロールへの協力【新規】

ア. 事業概要

地域の子供等の安全対策に寄与するため、ヤクルトレディが配達時に異変を発見した場合には、区や青色回転灯付きパトロールカーへ情報共有を行う。

イ. 担当部署

危機管理室生活安全推進課

(2) おなか元気教室【既存】

ア. 事業概要

「学びのキャンパスプランニング」事業として、小中学校を対象におなかの健康に関する児童向けの出前講座を実施。

来年度以降、幼稚園・保育園にも対象を拡大予定。

イ. 担当部署

教育委員会指導課教育改革担当

※「こども110番」【新規】についても、区内にある3拠点（上野・浅草・鳥越センター）を緊急避難場所提供者として登録する。

5 今後の予定

令和8年1月 協定締結式

順次、事業開始

台東区と東京ヤクルト販売株式会社との包括連携に関する協定書（案）

台東区（以下「甲」という。）と東京ヤクルト販売株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携協力することにより、地域の安全・安心な暮らし、区民の健康増進等の実現を図り、もって地域共生及び区民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携の範囲）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力するものとする。

- (1) 地域の見守りに関すること。
- (2) 区民の健康づくりに関すること。
- (3) 子供・若者の健全な育成に関すること。
- (4) スポーツの振興に関すること。
- (5) 災害対策に関すること。
- (6) その他、前条の目的を達成するために必要な事業に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項の具体的な検討及び効果的な実施のため、定期的に協議を行うものとする。

（広報活動）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するために実施する活動（以下「本活動」という。）において、プレスリリース又は自己のホームページでの告知等の広報活動（以下「広報活動」という。）を行う場合は、あらかじめ相手方にその内容を書面で通知し、書面による同意を得るものとする。

- 2 甲及び乙は、前項に基づき同意を得る際に、別途相手方の同意を得た上で、本活動における広報活動において当該相手方の商標・ロゴマーク・キャラクター等（以下「商標等」という。）を使用することができる。
- 3 甲及び乙は、前項の商標等の使用に当たっては、当該相手方の商標等の使用マニュアル等に定められたルールに従って使用するものとし、前項に基づき同意を得る際に相手方から修正を求められた場合は、合理的な理由がない限りこれに従うものとする。

（守秘義務等）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携協力によって知り得た情報について、第2条第1項の連携協力事項を遂行する目的以外に使用しない。ただし、既に公知となっている場合、法令による開示を求められた場合又は当事者の了解を得た場合はこの限りでない。

(経費負担)

第5条 甲及び乙は、それぞれに生じた経費等について、原則として各自が負担するものとする。ただし、甲及び乙の協議により別に定める場合はこの限りでない。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和10年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の3か月前までに、甲乙双方から特段の申出がないときは、本協定は期間満了の翌日から自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協定の解約)

第7条 甲又は乙は、解約希望日の3か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解約することができる。

2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙は、その相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本協定を解約することができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
- (2) 本協定の履行につき、不正な行為を行ったとき。
- (3) 本協定に基づく連携協力を、正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避したとき。

3 甲及び乙は、前項の規定により本協定を解約したことで、その相手方に損害が生じても、その責を負わないものとする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項が生じた場合又は本協定の内容につき疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙の協議の上定めるものとする。

本協定締結の証として協定書を2通作成し、甲及び乙の記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日

甲 東京都台東区東上野四丁目5番6号
台東区
台東区長 服部 征夫

乙 東京都台東区台東二丁目19番9号
東京ヤクルト販売株式会社
代表取締役社長 春日 利文